

議案第167号

川崎市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市情報公開条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市情報公開条例等の一部を改正する条例

(川崎市情報公開条例の一部改正)

第1条 川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項第5号中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改める。

(川崎市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年川崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、川崎市個人情報保護条例第2条に1号を加える改正規定のうち同条第5号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第3条のうち川崎市個人情報保護条例第30条第6項後段の改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。